

議案第 96 号

一関市弥栄市民センター及び一関市弥栄市民センター平沢分館の指定管理者の指定
について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市弥栄市民センター

一関市弥栄市民センター平沢分館

2 指定管理者となる団体

一関市弥栄字茄子沢 198 番地 3

弥栄地区まちづくり協議会

会長 高 橋 東 喜

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
一関市弥栄市民センター	一関市弥栄字茄子沢 198 番地 3	敷地面積 16,638 m ² 延床面積 990 m ²
一関市弥栄市民センター 平沢分館	一関市弥栄字膳棚 42 番地 2	敷地面積 4,299 m ² 床面積 345 m ²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

弥栄地区まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 高橋 東喜

(3) 事務所の所在地

一関市弥栄字茄子沢 198 番地 3

(4) 設立年月日

平成 28 年 6 月 22 日

(5) 設立目的

弥栄地区民が協力しあい、明るく豊かで住みよい弥栄の里をめざし、地区内の各種団体との協働による地域づくりをすすめ、地域課題の解決と地区の発展、活性化を推進すること。

(6) 事業概要

- ア 地域住民の参画による地域づくりの推進に関すること。
- イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。
- ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。
- エ 安心・安全な地域づくりに関すること。
- オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。
- カ 地区内組織構成員の参画と情報の共有並びに協働の推進等に関すること。
- キ その他目的達成に必要なこと。
- ク 弥栄市民センターの指定管理業務等を行うこと。

(7) 団体の会計予算（平成 31 年 4 月 1 日現在）

3,934,556 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

383 世帯、27 団体

構成団体等

弥栄 1 区自治会、弥栄 2 民区自治会、弥栄 3 区、弥栄第 4 民区、弥栄第 5 区、弥栄 6 区自治会、弥栄 7 区自治会、弥栄 8 民区、弥栄地区民生児童委員協議会、弥栄地区保健推進委員、弥栄地区農林連絡員協議会、弥栄幼稚園 P T A、弥栄小学校 P T A、一関東中学校 P T A、弥栄地区防犯協会、弥栄地区体育協会、弥栄地区交通安全委員会、一関市消防団一関第 6 分団、一関市婦人消防協力隊一関地域第 7 分隊、弥栄地区福祉活動推進協議会、弥栄堤防築堤促進委員会、一関市老人クラブ連合会一関支部弥栄地区老人クラブ、弥栄婦人会、J A いわて平泉青年部弥栄支部、富沢地区自主防

災会、弥栄第4・5民区自主防災会、平沢地区自主防災会

(9) 役員

会長1人、副会長2人、監事2人、理事27人

(10) 団体の財務状況

平成30年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
補助金	3,275,888	市補助金
繰越金	627,246	
その他収入	18	預金利息
計	3,903,152	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	2,215,888	職員給与
会議費	7,184	会議用茶代
事業費	822,340	いやさか祭り等
事務費	209,930	インターネット利用料、葉書、消耗品等
積立金	647,810	
計	3,903,152	

収入支出差引額 0円

3 選定理由

一関市弥栄市民センター及び一関市弥栄市民センター平沢分館の指定管理候補者として、次の理由により、弥栄地区まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、弥栄地区において、住民が協力し合い、明るく豊かで住みよい弥栄の里を目指し、区内の各種団体との協働による地域づくりをすすめ、地域課題の解決と地区の発展、活性化を推進することを目的として設立された団体で、弥栄地区の地域協働体である。

平成26年3月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成28年7月から1年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成29年7月からは事務局職員1人分の人件費を補助しているところである。さらには、令和2年度からの指定管理移行後も1年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第96号～第165号 参考資料

指定管理者指定の総括表

議案 番号	指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間		新規 ・更新	指定管理の状況			
			期間	年数		導 入 年月日	現在の 指定管理者	現在の指定期間	令和元年度 指定管理料
96	一関市弥栄市民センター	弥栄地区まちづくり協議会	R2.4.1 ～ R7.3.31	5年	新規	—	—	—	—
	一関市弥栄市民センター平沢分館								
97	一関市油島市民センター	油島なのはな協議会	R2.4.1 ～ R7.3.31	5年	新規	—	—	—	—
98	蝦島コミュニティセンター		R2.4.1 ～ R5.3.31	3年※					
99	一関市金沢市民センター	金沢ふるさと協議会	R2.4.1 ～ R7.3.31	5年	新規	—	—	—	—
100	刈生沢コミュニティセンター		R2.4.1 ～ R5.3.31	3年※					
101	一関市松川市民センター	いわて松川やくにたつ会	R2.4.1 ～ R7.3.31	5年	新規	—	—	—	—
102	徳田交流館	徳田地区住民自治協議会	R2.4.1 ～ R5.3.31	3年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H27.4.1 ～ R2.3.31	299,000円
	コミュニティ体育館徳田ふれあいランド					H22.4.1			123,000円
103	保呂羽コミュニティセンター	保呂羽地区自治会協議会	R2.4.1 ～ R5.3.31	3年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H28.4.1 ～ R2.3.31	194,000円
	保呂羽コミュニティ体育館					H22.4.1			H27.4.1 ～ R2.3.31
104	大籠コミュニティセンター	第42区自治会	R2.4.1 ～ R5.3.31	3年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H28.4.1 ～ R2.3.31	106,000円
105	東口体育館	一般社団法人一関市体育協会	R2.4.1 ～ R5.3.31	3年	新規	—	—	—	—
106	一関水泳プール			3年	更新	H19.4.1	左記団体に同じ	H27.4.1 ～ R2.3.31	424,284,000円
107	花泉水泳プール			3年※		H19.4.1			

108	東山B & G海洋センター	一般社団法人一関市体育協会	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3年	更新	H20. 4. 1	左記団体に同じ	H27. 4. 1 ~ R2. 3. 31
109	藤沢B & G海洋センター			3年		H25. 4. 1		
110	一関運動公園野球場			3年		H20. 4. 1		
111	東台野球場			3年※		H19. 4. 1		
112	花泉運動公園野球場			3年※		H19. 4. 1		
113	大東野球場			3年		H20. 4. 1		
114	千厩野球場			3年※		H20. 4. 1		
115	東山球場			3年		H20. 4. 1		
116	室根野球場			3年		H20. 4. 1		
117	一関運動公園テニスコート			3年※		H20. 4. 1		
118	花泉運動公園テニスコート			3年※		H19. 4. 1		
119	花泉テニスコート			3年※		H19. 4. 1		
120	清田テニスコート			3年※		H20. 4. 1		
121	千厩多目的グラウンドテニスコート			3年※		H20. 4. 1		
122	東山テニスコート			3年※		H20. 4. 1		
123	室根テニスコート			3年		H20. 4. 1		
124	川崎テニスコート	3年	H19. 4. 1					
125	藤沢テニスコート	3年※	H25. 4. 1					

126	一関運動公園陸上競技場	一般社団法人一関市体育協会	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3年	更新	H20. 4. 1	左記団体に同じ	H27. 4. 1 ~ R2. 3. 31
127	一関運動公園多目的広場			3年		H20. 4. 1		
128	花泉運動公園多目的競技場			3年※		H19. 4. 1		
129	大東グラウンド			3年		H20. 4. 1		
130	千厩多目的グラウンド運動広場			3年※		H20. 4. 1		
131	東山多目的グラウンド			3年※		H20. 4. 1		
132	川崎運動広場			3年※		H19. 4. 1		
133	藤沢運動広場			3年		H25. 4. 1		
134	一関サッカー・ラグビー場			3年※		H21. 4. 1		
135	萩荘サッカー場			3年※		H19. 4. 1		
136	千厩多目的グラウンドサッカー場			3年※		H20. 4. 1		
137	一関運動公園ソフトボール場			3年		H20. 4. 1		
138	千厩多目的グラウンドソフトボール場			3年※		H20. 4. 1		
139	一関市総合体育館			3年		H19. 4. 1		
140	花泉体育館			3年		H19. 4. 1		
141	花泉第二体育館	3年※	H19. 4. 1					
142	大東体育館	3年	H20. 4. 1					
143	千厩体育館	3年※	H20. 4. 1					

144	東山総合体育館	一般社団法人一関市体育協会	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3年	更新	H20. 4. 1	左記団体に同じ	H27. 4. 1 ~ R2. 3. 31
145	東山農村勤労福祉センター			3年		H20. 4. 1		
146	室根体育館			3年		H20. 4. 1		
147	川崎体育センター			3年		H19. 4. 1		
148	藤沢体育館			3年※		H25. 4. 1		
149	藤沢スポーツプラザ			3年		H25. 4. 1		
150	一関武道館			3年		H19. 4. 1		
151	千厩武道館			3年		H20. 4. 1		
152	花泉弓道場			3年※		H19. 4. 1		
153	尾花が森キャンプ場			3年※		H19. 4. 1		
154	花泉運動公園キャンプ場			3年※		H19. 4. 1		
155	唐梅館パークゴルフ場			3年		H20. 4. 1		
156	唐梅館総合公園クラブハウス えぼっく			3年		H20. 4. 1		
157	ニコニコドーム			3年		H25. 4. 1		
158	千厩アイスアリーナ			3年		H20. 4. 1		
159	すぱーく藤沢			3年		H25. 4. 1		
160	一関市産業教養文化体育施設			3年		H22. 4. 1		
161	藤沢ニコニコヘルス	3年※	H25. 4. 1					

162	花泉宿泊交流研修施設花夢パル	一般社団法人一関市体育協会	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3年※	更新	H25. 4. 1	左記団体に同じ	H27. 4. 1 ~ R2. 3. 31	15,081,000円
163	千厩児童クラブ	千厩児童クラブ運営委員会	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3年	新規	H30. 4. 1	学校法人愛泉学園	H30. 4. 1 ~ R2. 3. 31	8,175,000円
164	東山児童クラブ	東山児童クラブ運営委員会	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3年	新規	—	—	—	—
165	一関市研究開発プラザ	公益財団法人岩手県南技術研究センター	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3年※	更新	H20. 1. 1	左記団体に同じ	H27. 4. 1 ~ R2. 3. 31	なし

1 ① 「指定の期間」の欄中に※を付した施設は、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設である。

② 施設保有の見直し対象施設の指定期間を令和4年度までの3年間とする理由は、以下のとおりである。

行政目的で使用している建物系施設（825施設（平成27年4月1日現在））は、平成30年度に策定した一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画（計画期間：平成30年度（2018年度）から令和8年度（2026年度）まで）に掲げる取組に基づき、保有の見直しを行うこととしている。

このうち、老朽化した施設、小規模な施設、行政によるサービス提供の必要性が低下していると考えられる施設のいずれかに該当するものについては、先導的な取組による施設保有の見直し対象施設として、市民との合意形成を図りながら施設保有の見直し案（注）を施設ごとに、令和元年度末を目標に定める予定としている。

見直し案策定後、その実施に向けた協議等は3年程度を要すると見込まれることから、施設保有の見直しの対象施設については、指定期間を令和4年度までとするものである。

2 スポーツ施設等（議案番号第105号から第162号までの58施設）の指定期間を令和4年度までの3年間で統一する理由は、以下のとおりである。

スポーツ施設等については、58施設のうち、施設保有の見直しの対象施設が27施設（※を付した施設）含まれており、同一の指定管理者（一般社団法人一関市体育協会）に指定管理を行わせることから、施設保有の見直しの取組を行いつつ、指定管理者による効果的・効率的な管理運営を確保するため、これらの全てのスポーツ施設等の指定管理期間を令和4年度までの3年間に統一するものである。

（注）施設保有の見直し案

施設の統合、集約、移転、転用、民営化等の今後の施設の在り方や改修等の必要性について、施設ごとに定めるもの

議案第 97 号

一関市油島市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市油島市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町油島字上築道 34 番地 1
油島なのはな協議会
会長 武 田 慶 一

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 98 号

蝦島コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

蝦島コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

一関市花泉町油島字上築道 34 番地 1

油島なのはな協議会

会長 武 田 慶 一

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
一関市油島市民センター	一関市花泉町油島字上築道 34 番地 1	敷地面積 2,235 m ² 床面積 447 m ²
蝦島コミュニティセンター	一関市花泉町油島字日向平 57 番地 1	敷地面積 9,672 m ² 床面積 297 m ²

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市油島市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
蝦島コミュニティセンター	近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

油島なのはな協議会

(2) 代表者名

会長 武 田 慶 一

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町油島字上築道 34 番地 1

(4) 設立年月日

平成 27 年 3 月 22 日

(5) 設立目的

住民が協力して、豊かで、親しみのある、ますます住み良い地域づくりを推進する。

(6) 事業概要

- ア 地域住民の参画による地域づくりの推進に関すること。
- イ 地域の活性化、健康、福祉、生活環境の改善に関すること。
- ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。
- エ 安心・安全な地域づくりに関すること。
- オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。
- カ 行政機関等との連絡調整に関すること。
- キ 油島市民センター、蝦島コミュニティセンターの指定管理業務に関すること。
- ク その他目的達成のための事業に関すること。

(7) 団体の会計予算（平成 31 年 4 月 1 日現在）

3,820,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

434 世帯、25 団体

構成団体等

上油田第 1 集落公民館、上油田第 2 集落公民館、上油田第 3 集落公民館、堤下集落公民館、要害平集落公民館、大石沢集落公民館、常盤集落公民館、第 8 集落公民館、第 9 集落公民館、日向平集落公民館、油島地区民生児童委員協議会、油島地区福祉推進協議会、油島地区自主防災会、一関市

消防団花泉地域第2分団、花泉町婦人消防協力隊第3分隊、油島地区体育協会、油島地区老人クラブ連合会、油島地区婦人会、JAいわて平泉女性部油島支部、一関地区交通安全協会油島分会、花泉地域交通安全母の会油島地区、油島小学校PTA、花泉中学校油島地区PTA、白鳥の会、油島小学校

(9) 役員

会長1人、副会長2人、理事長1人、常任理事若干名、理事36人以内、監事2人

(10) 団体の財務状況

平成30年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
補助金	3,359,466	市補助金
繰越金	259,473	
その他収入	2,384	預金利息、行事保険料等
計	3,621,323	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	2,265,052	職員給与
旅費	16,428	会議出席等旅費
事務費	93,693	パソコンリース代、事務用消耗品費等
通信運搬費	24,900	ハガキ、切手代
会議費	7,498	会議用茶代
事業費	749,142	活動保険料、専門部会各種事業等
計	3,156,713	

収入支出差引額 464,610円

3 選定理由

一関市油島市民センター及び蝦島コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、油島なのはな協議会を選定した。

当該団体は、油島地区において、住民が協力して、豊かで、親しみのある、ますます住み良い地域づくりを推進することを目的として設立された団体で、油島地区の地域協働体である。

平成26年3月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成27年9月から1年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成28年9月からは事務局職員1人分の人件費を補助しているところである。さらには、令和2年度からの指定管理移行後も1年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

一関市油島市民センターの指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるに当たり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

蝦島コミュニティセンターの指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和4年度までの3年間とする。

議案第 99 号

一関市金沢市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市金沢市民センター

2 指定管理者となる団体

一関市花泉町金沢字大柳 56 番地

金沢ふるさと協議会

会長 菅 原 春 男

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 100 号

刈生沢コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
刈生沢コミュニティセンター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町金沢字大柳 56 番地
金沢ふるさと協議会
会長 菅 原 春 男

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模	
一関市金沢市民センター	一関市花泉町金沢字大柳 56 番地	敷地面積	2,089 m ²
		延床面積	525 m ²
刈生沢コミュニティセンター	一関市花泉町金沢字中屋敷 38 番地	敷地面積	3,755 m ²
		延床面積	553 m ²

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市金沢市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
刈生沢コミュニティセンター	近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

金沢ふるさと協議会

(2) 代表者名

会長 菅原春男

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町金沢字大柳 56 番地

(4) 設立年月日

平成 27 年 9 月 19 日

(5) 設立目的

協働の理念に基づいて、豊かで住みよい元気な地域づくりを推進する。

(6) 事業概要

ア 地域住民の参画によるまちづくりの計画策定・推進に関すること。

イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安全・安心・快適な地域づくりに関すること。

オ 地区内各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。

カ その他目的達成のために必要なこと。

(7) 団体の会計予算（平成 31 年 4 月 1 日現在）

3,969,655 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

742 世帯、36 団体

本町集落公民館、仲町集落公民館、新町集落公民館、内沢集落公民館、刈生沢集落公民館、中山集落公民館、菅ノ平自治会、上飯倉集落公民館、下飯倉集落公民館、北金里自治会、大門集落公民館、金沢地区民生児童委員協議会、花泉地域公衆衛生組合連合会、一関市消防団花泉地域第 3 分団、一関市食生活改善推進員協議会花泉支部、花泉地域防犯協会金沢支部、金沢地区老人クラブ連合会、金沢地域婦人団体協議会、J Aいわて平泉女性部金沢支部、一関地区交通安全協会金沢分会、金沢地区交通安全母の会、花泉町婦人消防協力隊第 7 分隊、金沢地区福祉推進協議会、金

沢地区体育協会、金沢地区自主防災会、金沢農家組合協議会、金沢生産森林組合、金沢保育園、金沢小学校、金沢小学校PTA、花泉中学校金沢地区PTA、金沢スポーツ少年団、金沢商店会、J Aいわて平泉青年部金沢支部、花泉地域保健推進委員協議会、父ちゃんの会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 35 人以内、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

平成 30 年度決算

【収入】

(単位:円)

科目	決算額	備考
補助金	3,474,842	市補助金
積立金取り崩し	280,313	
自己資金	42,534	
雑入	18	
計	3,797,707	

【支出】

(単位:円)

科目	決算額	備考
人件費	2,215,897	事務局員給与
食糧費	2,816	会議用茶代
事務費	334,911	パソコンリース代、事務用消耗品費等
事業費	762,326	各部会事業活動費
計	3,315,950	

収入支出差引額 481,757 円

3 選定理由

一関市金沢市民センター及び刈生沢コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、金沢ふるさと協議会を選定した。

当該団体は、金沢地区において、協働の理念に基づいて、豊かで住みよい元気な地域づくりを推進することを目的として設立された団体で、金沢地区の地域協働体である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成 28 年 4 月から 1 年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成 29 年 4 月からは事務局職員 1 人分の人件費を補助しているところである。さらには、令和 2 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

一関市金沢市民センターの指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるに当たり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしている

ことから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

刈生沢コミュニティセンターの指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和4年度までの3年間とする。

議案第 101 号

一関市松川市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市松川市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市東山町松川字町裏ノ上 8 番地 2
いわて松川やくにたつ会
会長 永 澤 源治郎

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市松川市民センター

イ 所在地

一関市東山町松川字町裏ノ上 8 番地 2

ウ 施設規模

敷地面積 4,077 m²

延床面積 1,147 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

いわて松川やくにたつ会

(2) 代表者名

会長 永 澤 源治郎

(3) 事務所の所在地

一関市東山町松川字町裏ノ上 8 番地 2

(4) 設立年月日

平成 27 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、地域各種団体との綿密な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域住民等の参画によるまちづくりに関すること。

イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安心・安全な地域づくりに関すること。

オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。

カ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体の会計予算（平成 31 年 4 月 1 日現在）

3,951,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

595 世帯、10 団体

松川 1 区自治会、松川第 2 区自治会、岩ノ下自治会、三室自治会、滝ノ沢地区会、野平自治会、松川 7 区自治会、松川 8 区自治会、一市町自治会、松川第 10 区自治会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 3 人、理事 20 人以内、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
平成 30 年度決算

【収入】

(単位：円)

科 目	決算額	備 考
補 助 金	3,599,248	市補助金
積立金取り崩し	541,309	
そ の 他 収 入	206,862	事業参加費個人負担分、預金利息等
計	4,347,419	

【支出】

(単位：円)

科 目	決算額	備 考
人 件 費	2,492,973	職員給与
会 議 費	43,826	会議茶代
事 務 費	414,315	パソコンリース代、郵券、事務用消耗品費等
事 業 費	1,096,757	防災マップ作製、地域を学ぶウォーキング等
計	4,047,871	

収入支出差引額 299,548 円

3 選定理由

一関市松川市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、いわて松川やくにたつ会を選定した。

当該団体は、松川地区において、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、地域各種団体との綿密な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的として設立された団体で、松川地区の地域協働体である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成 27 年 5 月から 1 年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成 28 年 5 月からは事務局職員 1 人分の人件費を補助しているところである。さらには、令和 2 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 102 号

徳田交流館及びコミュニティ体育館徳田ふれあいランドの指定管理者の指定
について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳田交流館

コミュニティ体育館徳田ふれあいランド

2 指定管理者となる団体

一関市藤沢町徳田字萱刈場 6 番地

徳田地区住民自治協議会

会長 畠 山 憲

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等	
徳田交流館	一関市藤沢町徳田字長沢 146 番地 1	敷地面積	2,823.00 m ²
		床面積	345.31 m ²
コミュニティ体育館徳田ふれあいランド	一関市藤沢町徳田字馬場 37 番地 1	敷地面積	6,275.00 m ²
		床面積	824.68 m ²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

徳田地区住民自治協議会

(2) 代表者名

会長 畠 山 憲

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町徳田字萱刈場 6 番地

(4) 設立年月日

昭和 60 年 7 月 13 日

(5) 設立目的

住民の意思と責任による住民自治の地域づくりを進めるとともに、行政を含む諸団体等との協働を推進し、「みんなが、生き生き、楽しく、明るく豊かに暮らせる徳田」の実現を目的とする。

(6) 事業概要

ア 徳田地域づくり計画の推進と連携及び評価並びに行政への提言、意見

イ 地域づくりを推進するための組織の強化及び人づくり、環境づくり

ウ その他目的を達成するために必要な事業

(7) 団体の会計予算（平成 31 年 4 月 1 日現在）

2,133,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 31 年 2 月末現在）

327 世帯、5 団体

構成団体等

第 24 区自治会、第 25 区自治会、第 26 区自治会、第 27 区自治会、第 28 区自治会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、専門部長 7 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
平成 30 年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
分 担 金	177,850	各事業分担金
委 託 料	605,010	指定管理料、敬老会委託料
補 助 金	85,000	
諸 収 入	415,195	ご祝儀、使用料、預金利子等
繰 越 金	941,801	前年度繰越金
計	2,224,856	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
会 議 費	7,712	会議
事 務 費	23,909	コピー代等
事 業 費	866,143	どんと祭、野焼祭、敬老会等
徳田交流館管理費	207,308	消耗品、光熱水費、業務委託料等
ふれあいランド管理費	269,025	光熱水費、環境整備費、業務委託料等
計	1,374,097	

収入支出差引額 850,759 円

3 選定理由

徳田交流館及びコミュニティ体育館徳田ふれあいランドの指定管理候補者として、次の理由により、徳田地区住民自治協議会を選定した。

当該団体は、住民の意思と責任による住民自治の地域づくりを進めるとともに、行政を含む諸団体等との協働を推進し、「みんなが、生き生き、楽しく、明るく豊かに暮らせる徳田」の実現を目的に設立された団体である。

地区内の組織である徳田地区住民自治協議会が徳田交流館及びコミュニティ体育館徳田ふれあいランドを自ら管理し、企画・運営していくことにより、地域が主体的できめ細やかな活動が可能となることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、徳田交流館及びコミュニティ体育館徳田ふれあいランドは一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和4年度までの3年間とする。

議案第 103 号

保呂羽コミュニティセンター及び保呂羽コミュニティ体育館の指定管理者の指定
について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

保呂羽コミュニティセンター

保呂羽コミュニティ体育館

2 指定管理者となる団体

一関市藤沢町保呂羽字宇道沢 25 番地

保呂羽地区自治会協議会

会長 岩 渕 敏

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模	
保呂羽コミュニティセンター	一関市藤沢町保呂羽字宇和田 82 番地 11	敷地面積	812.00 m ²
		床面積	297.70 m ²
保呂羽コミュニティ体育館	一関市藤沢町保呂羽字宇和田 82 番地 9	敷地面積	2,777.00 m ²
		床面積	635.00 m ²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

保呂羽地区自治会協議会

(2) 代表者名

会長 岩 渕 敏

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町保呂羽字宇道沢 25 番地

(4) 設立年月日

昭和 51 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

保呂羽地域全体の事業推進を図ることとし、目的達成のために地区関係機関及び団体との連携を基に事業実施にあたるため。

(6) 事業概要

ア 地区コミュニティグラウンドの環境整備作業

イ 春期「お花見会」の開催

ウ 敬老会の開催

エ 保呂羽地区スポレク祭の開催

オ どんと祭の開催

カ その他目的達成のため役員会で必要と認められる事業

(7) 団体の会計予算（平成 31 年 4 月 1 日現在）

1,603,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 31 年 2 月末現在）

201 世帯、4 団体

構成団体等

第 36 区自治会、第 37 区自治会、第 38 区自治会、第 39 区自治会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 3 人、理事 10 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
平成 30 年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
分 担 金	90,000	各事業分担金
委 託 料	550,660	指定管理料、敬老会委託料
諸 収 入	272,646	使用料、預金利子等
繰 越 金	944,347	前年度繰越金
計	1,857,653	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
修 繕 費	94,932	
事 業 費	411,741	どんと祭、野焼祭、敬老会等
コミセン・体育館管理費	298,627	消耗品、光熱水費、備品等
計	805,300	

収入支出差引額 1,052,353 円

3 選定理由

保呂羽コミュニティセンター及び保呂羽コミュニティ体育館の指定管理候補者として、次の理由により、保呂羽地区自治会協議会を選定した。

当該団体は、保呂羽地域全体の事業推進を図ることとし、目的達成のために地区関係機関及び団体との連携を基に事業実施にあたることを目的に設立された団体である。

地区内の組織である保呂羽地区自治会協議会が保呂羽コミュニティセンター及び保呂羽コミュニティ体育館を自ら管理し、企画・運営していくことにより、地域が主体的できめ細やかな活動が可能となることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、保呂羽コミュニティセンター及び保呂羽コミュニティ体育館は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和 4 年度までの 3 年間とする。

議案第 104 号

大籠コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
大籠コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町大籠字田ヶ谷 71 番地 1
第 42 区自治会
会長 佐々木 重 吉
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

大籠コミュニティセンター

イ 所在地

一関市藤沢町大籠字田ケ谷 8 番地 1

ウ 施設規模

敷地面積 1,443.40 m²

床面積 199.34 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

第 42 区自治会

(2) 代表者名

会長 佐々木 重 吉

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町大籠字田ケ谷 71 番地 1

(4) 設立年月日

昭和 50 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

住民自治の確立に向け、幼児から高齢者に至る地域住民の親睦と健康・体力作りを積極的に推進し、併せて保健・福祉・医療の包括した活動を実施することにより、住みよい地域づくり、健康で明るい生活の実現に寄与する。

(6) 事業概要

ア 会員の相互の親睦、福利厚生、文化教養活動

イ 行政機関、各種団体等の連絡調整等

(7) 団体の会計予算（平成 31 年 4 月 1 日現在）

498,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 31 年 2 月末現在）

42 世帯

(9) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、専門部長 7 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
平成 30 年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
会費	130,600	42 戸分
補助金	169,419	市補助金等
指定管理料	97,000	
施設使用料	10,600	
雑収入	14,234	預金利子、ご芳志
計	421,853	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
事務費	1,820	事務用消耗品
負担金	11,000	藤沢町住民自治協議会、大籠地区自治会協議会
事業費	191,497	総会、野焼祭等
研修費	42,654	合同研修会
管理費	154,052	光熱水費、障子張替等
保険料	20,830	自治会活動保険
計	421,853	

収入支出差引額

0 円

3 選定理由

大籠コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、第 42 区自治会を選定した。

当該団体は、住民自治の確立に向け、幼児から高齢者に至る地域住民の親睦と健康・体力作りを積極的に推進し、併せて保健・福祉・医療の包括した活動を実施することにより、住みよい地域づくり、健康で明るい生活の実現に寄与することを目的に設立された団体である。

地区内の組織である第 42 区自治会が同施設を自ら管理し、企画・運営していくことにより、地域が主体的できめ細やかな活動が可能となることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和 4 年度までの 3 年間とする。

議案第 105 号

東口体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
東口体育館

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

東口体育館

イ 所在地

一関市字柳町 4 番地 1

ウ 施設規模

敷地面積 5,029.99 m²

延床面積 2,309.91 m²

(2) 設置目的

市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

一般社団法人一関市体育協会

(2) 代表者名

会長 佐藤修蔵

(3) 事務所の所在地

一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3

(4) 設立年月日

昭和 56 年 3 月 28 日（平成 26 年 4 月 1 日一般社団法人へ移行）

(5) 設立目的

一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

(6) 事業概要

ア スポーツの普及に関する事業

イ 競技力の向上に関する事業

ウ スポーツ団体の育成及び支援に関する事業

エ 青少年スポーツの育成に関する事業

オ 選手及び役員の派遣に関する事業

カ 市民スポーツ推進 PR に関する事業

キ 健康の増進及び体力の向上に関する事業

ク スポーツ交流に関する事業

ケ スポーツ施設等の管理運営に関する事業

(7) 正味財産（平成 31 年 3 月 31 日現在）

94,944,826 円

(8) 職員数

105 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、監事 3 人

(10) 団体の財務状況
平成 30 年度決算

貸借対照表（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	117,750,842	流動負債	44,335,650
固定資産	27,370,166	固定負債	5,840,532
		負債の部計	50,176,182
		正 味 財 産 の 部	
		指定正味資産	0
		一般正味資産	94,944,826
		正味財産の部計	94,944,826
資産の部計	145,121,008	負債及び正味財産の部計	145,121,008

3 選定理由

東口体育館の指定管理候補者として、次の理由により、一般社団法人一関市体育協会を選定した。

当該団体は、一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的に設置された団体であり、現在 58 のスポーツ施設等の指定管理者として管理運営を良好に行っており、スポーツ施設に関する知識と経験を有している。

これらの既に指定管理が行われている施設と一体的な管理を行うことにより、各種団体などの利用調整や組織内の人員配置など、効率的・効果的な運営が図られることが期待できる。

よって、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」及び「エ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該団体が現在、指定管理を行っている 57 施設の更新後の指定期間は令和 4 年度までの 3 年間としていることから、これらと合わせた指定期間とするため、3 年間とする。

議案第 106 号

一関水泳プールの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関水泳プール
- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 107 号

花泉水泳プールの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

花泉水泳プール

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 108 号

東山 B & G 海洋センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
東山 B & G 海洋センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 109 号

藤沢 B & G 海洋センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

藤沢 B & G 海洋センター

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 110 号

一関運動公園野球場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関運動公園野球場

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 111 号

東台野球場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
東台野球場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 112 号

花泉運動公園野球場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

花泉運動公園野球場

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 113 号

大東野球場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
大東野球場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 114 号

千厩野球場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩野球場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 115 号

東山球場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
東山球場
- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 116 号

室根野球場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根野球場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 117 号

一関運動公園テニスコートの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関運動公園テニスコート
- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 118 号

花泉運動公園テニスコートの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

花泉運動公園テニスコート

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 119 号

花泉テニスコートの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
花泉テニスコート

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 120 号

清田テニスコートの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

清田テニスコート

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 121 号

千厩多目的グラウンドテニスコートの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩多目的グラウンドテニスコート

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 122 号

東山テニスコートの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
東山テニスコート

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 123 号

室根テニスコートの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根テニスコート

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 124 号

川崎テニスコートの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

川崎テニスコート

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 125 号

藤沢テニスコートの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

藤沢テニスコート

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 126 号

一関運動公園陸上競技場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関運動公園陸上競技場

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 127 号

一関運動公園多目的広場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関運動公園多目的広場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 128 号

花泉運動公園多目的競技場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
花泉運動公園多目的競技場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 129 号

大東グラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
大東グラウンド

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 130 号

千厩多目的グラウンド運動広場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩多目的グラウンド運動広場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 131 号

東山多目的グラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
東山多目的グラウンド

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 132 号

川崎運動広場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

川崎運動広場

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 133 号

藤沢運動広場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
藤沢運動広場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 134 号

一関サッカー・ラグビー場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関サッカー・ラグビー場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 135 号

萩荘サッカー場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
萩荘サッカー場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 136 号

千厩多目的グラウンドサッカー場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩多目的グラウンドサッカー場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 137 号

一関運動公園ソフトボール場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関運動公園ソフトボール場
- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 138 号

千厩多目的グラウンドソフトボール場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩多目的グラウンドソフトボール場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 139 号

一関市総合体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市総合体育館

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 140 号

花泉体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
花泉体育館

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 141 号

花泉第二体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

花泉第二体育館

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 142 号

大東体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
大東体育館

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 143 号

千厩体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩体育館

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 144 号

東山総合体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

東山総合体育館

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 145 号

東山農村勤労福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
東山農村勤労福祉センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 146 号

室根体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根体育館

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 147 号

川崎体育センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

川崎体育センター

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 148 号

藤沢体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

藤沢体育館

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 149 号

藤沢スポーツプラザの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

藤沢スポーツプラザ

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 150 号

一関武道館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関武道館

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 151 号

千厩武道館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩武道館

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 152 号

花泉弓道場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
花泉弓道場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 153 号

尾花が森キャンプ場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

尾花が森キャンプ場

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 154 号

花泉運動公園キャンプ場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
花泉運動公園キャンプ場
- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 155 号

唐梅館パークゴルフ場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

唐梅館パークゴルフ場

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 156 号

唐梅館総合公園クラブハウス えぼっくの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

唐梅館総合公園クラブハウス えぼっく

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 157 号

ニコニコドームの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

ニコニコドーム

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 158 号

千厩アイスアリーナの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩アイスアリーナ

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 159 号

すぱ一く藤沢の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
すぱ一く藤沢

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
一関水泳プール	一関市狐禅寺字石ノ瀬 18 番地 4	敷地面積 10,000.00 m ² 床面積 976.55 m ²
花泉水泳プール	一関市花泉町涌津字古川 8 番地	敷地面積 2,286.00 m ² 床面積 122.40 m ²
東山 B & G 海洋センター	一関市東山町長坂字西本町 212 番地 8	敷地面積 5,813.90 m ² 床面積 1,047.12 m ²
藤沢 B & G 海洋センター	一関市藤沢町徳田字大望沢 37 番地 10	敷地面積 8,143.29 m ² 延床面積 1,558.26 m ²
一関運動公園野球場	一関市萩荘字箱清水 4 番地 2	敷地面積 22,561.00 m ² 延床面積 4,198.97 m ²
東台野球場	一関市東台 14 番地 23	敷地面積 45,122.00 m ² 床面積 79.47 m ²
花泉運動公園野球場	一関市花泉町花泉字伊勢沢 14 番地 3	敷地面積 31,000.00 m ² 延床面積 628.23 m ²
大東野球場	一関市大東町摺沢字上堺の沢 72 番地	敷地面積 34,930.00 m ² 延床面積 547.52 m ²
千厩野球場	一関市千厩町千厩字神ノ田 48 番地 1	敷地面積 37,664.00 m ² 延床面積 365.48 m ²
東山球場	一関市東山町長坂字西本町 169 番地 4	敷地面積 13,100.00 m ² 延床面積 411.40 m ²
室根野球場	一関市室根町折壁字宝下 56 番地 1	敷地面積 28,250.00 m ² 延床面積 527.38 m ²
一関運動公園テニスコート	一関市萩荘字箱清水 4 番地 2	敷地面積 12,500.00 m ² 床面積 135.80 m ²
花泉運動公園テニスコート	一関市花泉町花泉字伊勢沢 14 番地 3	敷地面積 2,989.00 m ²
花泉テニスコート	一関市花泉町老松字水沢 185 番地 1	敷地面積 1,538.00 m ² 床面積 36.00 m ²
清田テニスコート	一関市千厩町清田字落合 2 番地 1	敷地面積 6,521.00 m ² 床面積 89.47 m ²
千厩多目的グラウンドテニスコート	一関市千厩町千厩字草井沢 32 番地 2	敷地面積 1,440.00 m ² 床面積 163.80 m ²
東山テニスコート	一関市東山町長坂字西本町 160 番地	敷地面積 8,616.00 m ² 床面積 36.11 m ²
室根テニスコート	一関市室根町折壁字向山 85 番地	敷地面積 3,246.20 m ² 床面積 1,688.20 m ²

川崎テニスコート	一関市川崎町薄衣字法道地 151 番地 4	敷地面積 1,600.00 m ²
藤沢テニスコート	一関市藤沢町藤沢字仁郷 50 番地 3	敷地面積 3,525.00 m ² 床面積 72.87 m ²
一関運動公園陸上競技場	一関市萩荘字箱清水 4 番地 2	敷地面積 25,580.00 m ² 床面積 2,079.59 m ²
一関運動公園多目的広場	一関市萩荘字箱清水 4 番地 2	敷地面積 7,823.00 m ²
花泉運動公園多目的競技場	一関市花泉町花泉字伊勢沢 14 番地 3	敷地面積 36,500.00 m ² 床面積 171.00 m ²
大東グラウンド	一関市大東町摺沢字上堺の沢 72 番地	敷地面積 7,370.00 m ²
千厩多目的グラウンド運動広場	一関市千厩町千厩字草井沢 32 番地 2	敷地面積 2,000.00 m ²
東山多目的グラウンド	一関市東山町長坂字西本町 169 番地 1	敷地面積 29,029.77 m ² 床面積 216.61 m ²
川崎運動広場	一関市川崎町薄衣字法道地 152 番地 5	敷地面積 32,000.00 m ² 床面積 188.79 m ²
藤沢運動広場	一関市藤沢町藤沢字仁郷 41 番地	敷地面積 20,757.10 m ²
一関サッカー・ラグビー場	一関市狐禅寺字石ノ瀬 98 番地 1	敷地面積 19,400.00 m ² 床面積 256.71 m ²
萩荘サッカー場	一関市萩荘字長者原 250 番地 1	敷地面積 15,470.00 m ² 床面積 49.46 m ²
千厩多目的グラウンドサッカー場	一関市千厩町千厩字草井沢 32 番地 2	敷地面積 7,140.00 m ²
一関運動公園ソフトボール場	一関市萩荘字箱清水 94 番地 2	敷地面積 6,433.00 m ² 床面積 5,030.00 m ²
千厩多目的グラウンドソフトボール場	一関市千厩町千厩字草井沢 32 番地 2	敷地面積 4,485.00 m ²
一関市総合体育館	一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3	敷地面積 29,124.80 m ² 延床面積 10,621.65 m ²
花泉体育館	一関市花泉町老松字水沢 209 番地 1	敷地面積 7,699.00 m ² 床面積 1,792.57 m ²
花泉第二体育館	一関市花泉町涌津字古川 8 番地	敷地面積 1,351.00 m ² 延床面積 1,373.00 m ²
大東体育館	一関市大東町摺沢字新右エ門土手 49 番地 3	敷地面積 30,721.89 m ² 延床面積 2,433.06 m ²
千厩体育館	一関市千厩町千厩字館山 50 番地	敷地面積 19,643.00 m ² 延床面積 2,753.53 m ²
東山総合体育館	一関市東山町長坂字北山谷 247 番地	敷地面積 10,000.00 m ² 延床面積 5,821.61 m ²

東山農村勤労福祉センター	一関市東山町松川字滝ノ沢 129 番地 6	敷地面積 4,444.39 m ² 延床面積 1,090.64 m ²
室根体育館	一関市室根町折壁字向山 85 番地	敷地面積 44,266.20 m ² 延床面積 3,262.10 m ²
川崎体育センター	一関市川崎町薄衣字法道地 151 番地 5	敷地面積 1,798.93 m ² 床面積 1,536.00 m ²
藤沢体育館	一関市藤沢町藤沢字町裏 187 番地	敷地面積 7,207.40 m ² 延床面積 2,223.93 m ²
藤沢スポーツプラザ	一関市藤沢町藤沢字仁郷 12 番地	敷地面積 9,868.00 m ² 延床面積 1,169.91 m ²
一関武道館	一関市三関字桜町 50 番地 4	敷地面積 2,368.00 m ² 延床面積 1,401.82 m ²
千厩武道館	一関市千厩町千厩字館山 50 番地	敷地面積 803.40 m ² 床面積 766.66 m ²
花泉弓道場	一関市花泉町涌津字山中 31 番地 108	敷地面積 2,989.00 m ² 床面積 205.36 m ²
尾花が森キャンプ場	一関市萩荘字要害山田 110 番地 24	敷地面積 20,000.00 m ² 床面積 37.92 m ²
花泉運動公園キャンプ場	一関市花泉町花泉字伊勢沢 14 番地 3	敷地面積 22,100.00 m ² 床面積 96.30 m ²
唐梅館パークゴルフ場	一関市東山町長坂字西本町 217 番地 1	敷地面積 6,760.00 m ²
唐梅館総合公園クラブハウス えぼっく	一関市東山町長坂字西本町 212 番地 8	敷地面積 716.42 m ² 延床面積 716.42 m ²
ニコニコドーム	一関市藤沢町徳田字大望沢 37 番地 11	敷地面積 16,821.50 m ² 床面積 827.49 m ²
千厩アイスアリーナ	一関市千厩町千厩字上駒場 360 番地 14	敷地面積 3,612.10 m ² 床面積 1,507.40 m ²
すぱーく藤沢	一関市藤沢町徳田字大望沢 37 番地 4	敷地面積 4,758.10 m ² 床面積 1,145.54 m ²

(2) 設置目的

市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

一般社団法人一関市体育協会

(2) 代表者名

会長 佐藤修蔵

(3) 事務所の所在地

一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3

(4) 設立年月日

昭和 56 年 3 月 28 日 (平成 26 年 4 月 1 日一般社団法人へ移行)

(5) 設立目的

一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア スポーツの普及に関する事業
- イ 競技力の向上に関する事業
- ウ スポーツ団体の育成及び支援に関する事業
- エ 青少年スポーツの育成に関する事業
- オ 選手及び役員の派遣に関する事業
- カ 市民スポーツ推進PRに関する事業
- キ 健康の増進及び体力の向上に関する事業
- ク スポーツ交流に関する事業
- ケ スポーツ施設等の管理運営に関する事業

(7) 正味財産（平成 31 年 3 月 31 日現在）

94,944,826 円

(8) 職員数

105 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、監事 3 人

(10) 団体の財務状況

平成 30 年度決算

貸借対照表（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	117,750,842	流動負債	44,335,650
固定資産	27,370,166	固定負債	5,840,532
		負債の部計	50,176,182
		正 味 財 産 の 部	
		指定正味資産	0
		一般正味資産	94,944,826
		正味財産の部計	94,944,826
資産の部計	145,121,008	負債及び正味財産の部計	145,121,008

3 選定理由

一関水泳プールほか 53 施設の指定管理候補者として、次の理由により、一般社団法人一関市体育協会を選定した。

当該団体は、一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的に設置された団体であり、現在 58 のスポーツ施設等の指定管理者として管理運営を良好に行っており、スポーツ施設等に関する知識と経験を有している。

また、当該団体にスポーツ施設等の指定管理を行わせるとともに、これまで社会体育分野において行政が担ってきたソフト事業を当該団体が実施できるよう支援・育成することにより、効果的・効率的な運営が図られることが期待できる。

よって、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施

設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」及び「エ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間は、次の理由により、令和4年度までの3年間とした。

行政目的で使用している建物系施設は、平成30年度に策定した一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる取組に基づき、保有の見直しを行うこととしており、このうち、老朽化した施設、小規模な施設、行政によるサービス提供の必要性が低下していると考えられる施設のいずれかに該当するものについては、先導的な取組による施設保有の見直し対象施設として、市民との合意形成を図りながら施設保有の見直し案を施設ごとに、令和元年度末を目標に定める予定としている。

見直し案策定後、その実施に向けた協議等は3年程度を要すると見込まれることから、施設保有の見直しの対象施設については、指定期間を令和4年度までとするものであり、スポーツ施設等については、58施設のうち、施設保有の見直しの対象施設が27施設含まれており、同一の指定管理者に指定管理を行わせることから、施設保有の見直しの取組を行いつつ、指定管理者による効果的・効率的な管理運営を確保するため、これらの全てのスポーツ施設等の指定管理期間を令和4年度までの3年間に統一するものである。

議案第 160 号

一関市産業教養文化体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市産業教養文化体育施設

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地 3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

- (1) 施設概要
 - ア 施設名
一関市産業教養文化体育施設
 - イ 所在地
一関市東台 50 番地 46
 - ウ 施設規模
敷地面積 15,398.00 m²
延床面積 2,154.61 m²
- (2) 設置目的
産業、教養文化及び体育の普及振興を図るため。

2 指定管理候補者の概要

- (1) 団体名
一般社団法人一関市体育協会
- (2) 代表者名
会長 佐藤修蔵
- (3) 事務所の所在地
一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3
- (4) 設立年月日
昭和 56 年 3 月 28 日（平成 26 年 4 月 1 日一般社団法人へ移行）
- (5) 設立目的
一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。
- (6) 事業概要
 - ア スポーツの普及に関する事業
 - イ 競技力の向上に関する事業
 - ウ スポーツ団体の育成及び支援に関する事業
 - エ 青少年スポーツの育成に関する事業
 - オ 選手及び役員の派遣に関する事業
 - カ 市民スポーツ推進PRに関する事業
 - キ 健康の増進及び体力の向上に関する事業
 - ク スポーツ交流に関する事業
 - ケ スポーツ施設等の管理運営に関する事業
- (7) 正味財産（平成 31 年 3 月 31 日現在）
94,944,826 円
- (8) 職員数
105 人
- (9) 役員
会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、監事 3 人

(10) 団体の財務状況
平成 30 年度決算

貸借対照表（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	117,750,842	流動負債	44,335,650
固定資産	27,370,166	固定負債	5,840,532
		負債の部計	50,176,182
		正 味 財 産 の 部	
		指定正味資産	0
		一般正味資産	94,944,826
		正味財産の部計	94,944,826
資産の部計	145,121,008	負債及び正味財産の部計	145,121,008

3 選定理由

一関市産業教養文化体育施設の指定管理候補者として、次の理由により、一般社団法人一関市体育協会を選定した。

当該団体は、一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的に設置された団体であり、現在 58 のスポーツ施設等の指定管理者として管理運営を良好に行っており、スポーツ施設等に関する知識と経験を有している。

また、当該団体にスポーツ施設等の指定管理を行わせるとともに、これまで社会体育分野において行政が担ってきたソフト事業を当該団体が実施できるよう支援・育成することにより、効果的・効率的な運営が図られることが期待できる。

よって、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」及び「エ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間は、次の理由により、令和 4 年度までの 3 年間とした。

行政目的で使用している建物系施設は、平成 30 年度に策定した一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる取組に基づき、保有の見直しを行うこととしており、このうち、老朽化した施設、小規模な施設、行政によるサービス提供の必要性が低下していると考えられる施設のいずれかに該当するものについては、先導的な取組による施設保有の見直し対象施設として、市民との合意形成を図りながら施設保有の見直し案を施設ごとに、令和元年度末を目標に定める予定としている。

見直し案策定後、その実施に向けた協議等は 3 年程度を要すると見込まれることから、施設保有の見直しの対象施設については、指定期間を令和 4 年度までとするものであり、スポーツ施設等については、58 施設のうち、施設保有の見直しの対象施設が 27 施設含まれており、同一の指定管理者に指定管理を行わせることから、施設保有の見直しの取組を行いつつ、指定管理者による効果的・効率的な管理運営を確保するため、これらの全てのスポーツ施設等の指定管理期間を令和 4 年度までの 3 年間に統一するものである。

議案第 161 号

藤沢ニコニコヘルスの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

藤沢ニコニコヘルス

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

藤沢ニコニコヘルス

イ 所在地

一関市藤沢町徳田字大望沢 37 番地 10

ウ 施設規模

敷地面積 8,143.29 m² (藤沢 B & G 海洋センターと同敷地)

延床面積 709.50 m²

(2) 設置目的

市民の健康づくりに資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

一般社団法人一関市体育協会

(2) 代表者名

会長 佐藤修蔵

(3) 事務所の所在地

一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3

(4) 設立年月日

昭和 56 年 3 月 28 日 (平成 26 年 4 月 1 日一般社団法人へ移行)

(5) 設立目的

一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

(6) 事業概要

ア スポーツの普及に関する事業

イ 競技力の向上に関する事業

ウ スポーツ団体の育成及び支援に関する事業

エ 青少年スポーツの育成に関する事業

オ 選手及び役員の派遣に関する事業

カ 市民スポーツ推進 PR に関する事業

キ 健康の増進及び体力の向上に関する事業

ク スポーツ交流に関する事業

ケ スポーツ施設等の管理運営に関する事業

(7) 正味財産 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

94,944,826 円

(8) 職員数

105 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、監事 3 人

(10) 団体の財務状況
平成 30 年度決算

貸借対照表 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	117,750,842	流動負債	44,335,650
固定資産	27,370,166	固定負債	5,840,532
		負債の部計	50,176,182
		正 味 財 産 の 部	
		指定正味資産	0
		一般正味資産	94,944,826
		正味財産の部計	94,944,826
資産の部計	145,121,008	負債及び正味財産の部計	145,121,008

3 選定理由

藤沢ニコニコヘルスの指定管理候補者として、次の理由により、一般社団法人一関市体育協会を選定した。

当該団体は、一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的に設置された団体であり、現在 58 のスポーツ施設等の指定管理者として管理運営を良好に行っており、スポーツ施設等に関する知識と経験を有している。

また、当該団体にスポーツ施設等の指定管理を行わせるとともに、これまで社会体育分野において行政が担ってきたソフト事業を当該団体が実施できるよう支援・育成することにより、効果的・効率的な運営が図られることが期待できる。

よって、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」及び「エ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間は、次の理由により、令和 4 年度までの 3 年間とした。

行政目的で使用している建物系施設は、平成 30 年度に策定した一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる取組に基づき、保有の見直しを行うこととしており、このうち、老朽化した施設、小規模な施設、行政によるサービス提供の必要性が低下していると考えられる施設のいずれかに該当するものについては、先導的な取組による施設保有の見直し対象施設として、市民との合意形成を図りながら施設保有の見直し案を施設ごとに、令和元年度末を目標に定める予定としている。

見直し案策定後、その実施に向けた協議等は 3 年程度を要すると見込まれることから、施設保有の見直しの対象施設については、指定期間を令和 4 年度までとするものであり、スポーツ施設等については、58 施設のうち、施設保有の見直しの対象施設が 27 施設含まれており、同一の指定管理者に指定管理を行わせることから、施設保有の見直しの取組を行いつつ、指定管理者による効果的・効率的な管理運営を確保するため、これらの全てのスポーツ施設等の指定管理期間を令和 4 年度までの 3 年間に統一するものである。

議案第 162 号

花泉宿泊交流研修施設花夢パルの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
花泉宿泊交流研修施設花夢パル
- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3
一般社団法人一関市体育協会
会長 佐 藤 修 蔵
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

花泉宿泊交流研修施設花夢パル

イ 所在地

一関市花泉町花泉字伊勢沢 14 番地 3

ウ 施設規模

敷地面積 10,247.92 m²

延床面積 1,643.17 m²

(2) 設置目的

恵まれた自然、文化、歴史、産業等の地域資源を活用し、市民、来市者等との各種交流、体験及び研修を通じ、人間性の形成を図り、人づくりやまちづくりを展開するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

一般社団法人一関市体育協会

(2) 代表者名

会長 佐藤 修蔵

(3) 事務所の所在地

一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3

(4) 設立年月日

昭和 56 年 3 月 28 日（平成 26 年 4 月 1 日一般社団法人へ移行）

(5) 設立目的

一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

(6) 事業概要

ア スポーツの普及に関する事業

イ 競技力の向上に関する事業

ウ スポーツ団体の育成及び支援に関する事業

エ 青少年スポーツの育成に関する事業

オ 選手及び役員の派遣に関する事業

カ 市民スポーツ推進PRに関する事業

キ 健康の増進及び体力の向上に関する事業

ク スポーツ交流に関する事業

ケ スポーツ施設等の管理運営に関する事業

(7) 正味財産（平成 31 年 3 月 31 日現在）

94,944,826 円

(8) 職員数

105 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、監事 3 人

(10) 団体の財務状況
平成 30 年度決算

貸借対照表（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	117,750,842	流動負債	44,335,650
固定資産	27,370,166	固定負債	5,840,532
		負債の部計	50,176,182
		正 味 財 産 の 部	
		指定正味資産	0
		一般正味資産	94,944,826
		正味財産の部計	94,944,826
資産の部計	145,121,008	負債及び正味財産の部計	145,121,008

3 選定理由

花泉宿泊交流研修施設花夢パルの指定管理候補者として、次の理由により、一般社団法人一関市体育協会を選定した。

当該団体は、一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的に設置された団体であり、当該施設への指定管理者制度を導入した平成 25 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者としており、これまでの管理運営は良好であった。

当該施設は花泉運動公園に隣接しており、利用促進、宿泊交流及びスポーツ交流の推進を目的に一体的な管理・運営を行うことで、より効果的な運営管理が期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」及び「エ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定管理期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和 4 年度までの 3 年間とする。

議案第 163 号

千厩児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩児童クラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町千厩字上駒場 10 番地 2
千厩児童クラブ運営委員会
運営委員長 加 藤 博 幸

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

千厩児童クラブ

イ 所在地

一関市千厩町千厩字上駒場 10 番地 2

ウ 施設規模

床面積 232 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

千厩児童クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 加藤 博幸

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字上駒場 10 番地 2

(4) 設立年月日

令和元年 7 月 23 日

(5) 設立目的

千厩小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に校舎内に併設した放課後児童クラブを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(6) 事業概要

ア 千厩児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 団体の会計予算（令和 2 年度に計上予定）

24,454,000 円

(8) 職員数（令和 2 年度の予定）

9 人

(9) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 2 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和2年度予算

【収入】

(単位：円)

科目	予算額	備考
利 用 料	9,744,000	
指 定 管 理 料	14,709,000	
雑 収 入	1,000	
計	24,454,000	

【支出】

(単位：円)

科目	予算額	備考
人 件 費	21,601,000	給料、社会保険料等
施 設 管 理 費	760,000	光熱水費、通信運搬費
事 業 費	1,100,000	講師謝礼、活動教材費、各月行事開催費
一 般 管 理 費	993,000	旅費、医薬材料費等
計	24,454,000	

3 選定理由

千厩児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、千厩児童クラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を目的に、地域住民の代表や保護者の代表、学校関係者等によって新たに設立された団体である。

当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民が組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細やかな対応が可能となることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、指定管理候補者とする団体が初めて施設を管理するものであること及び施設運営のノウハウが蓄積され、経営が安定してくる時期に見直しが必要と考えられることから、令和4年度までの3年間とする。

議案第 164 号

東山児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
東山児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
一関市東山町長坂字東本町 12 番地
東山児童クラブ運営委員会
運営委員長 高 森 健 悦
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

東山児童クラブ

イ 所在地

一関市東山町長坂字東本町 12 番地

ウ 施設規模

床面積 145.91 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

東山児童クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 高 森 健 悦

(3) 事務所の所在地

一関市東山町長坂字東本町 12 番地

(4) 設立年月日

平成 26 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

東山小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に校舎内に併設した放課後児童クラブを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(6) 事業概要

ア 東山児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 団体の会計予算（平成 31 年 4 月 1 日現在）

10,262,214 円

(8) 職員数

7 人

(9) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 2 人、会計監事 2 人

(10) 団体の財務状況
平成 30 年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
利用料	2,918,600	
委託料	7,075,000	一関市
入会金	47,200	児童 59 人（保険料分）
その他収入	33,848	雇用保険料個人負担、利息
計	10,074,648	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	8,125,677	給料、賃金等
施設管理費	137,539	光熱水費
事業費	225,711	教材費、行事費等
一般管理費	1,585,721	旅費、消耗品等
計	10,074,648	

収入支出差引額 0 円

3 選定理由

東山児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、東山児童クラブ運営委員会を選定した。
当該団体は、当該施設の管理運営を目的に、地域住民の代表や保護者の代表、学校関係者等によって平成 26 年度に設立された団体である。

当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民が組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細やかな対応が可能となることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、指定管理候補者とする団体が初めて施設を管理するものであること及び施設運営のノウハウが蓄積され、経営が安定してくる時期に見直しが必要と考えられることから、令和 4 年度までの 3 年間とする。

議案第 165 号

一関市研究開発プラザの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市研究開発プラザ
- 2 指定管理者となる団体
一関市萩荘字高梨南方 114 番地 1
公益財団法人岩手県南技術研究センター
理事長 勝 部 修
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市研究開発プラザ

イ 所在地

一関市萩荘字高梨南方 114 番地 4

ウ 施設規模

敷地面積 1,100.00 m²

床面積 360.34 m²

(2) 設置目的

産学官連携による地域産業の高度化、新事業分野への展開等を支援し、市の産業振興に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

公益財団法人岩手県南技術研究センター

(2) 代表者名

理事長 勝 部 修

(3) 事務所の所在地

一関市萩荘字高梨南方 114 番地 1

(4) 設立年月日

平成 7 年 4 月 6 日（平成 25 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行）

(5) 設立目的

この法人は、地域産業の技術開発等を支援することにより地域産業の技術力の向上を図り、もって産業の発展と活力ある地域社会の創出に資することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 新素材応用、環境機能応用、科学技術情報等の研究開発に関する事業

イ 新素材応用、環境機能応用、科学技術情報等に関する共同受託研究開発事業

ウ 工業技術、情報処理技術等に関する人材育成事業

エ 異業種交流の支援に関する事業

オ 技術情報の収集及び提供に関する事業

カ 産・学・官の交流に関する事業

キ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 正味財産（平成 31 年 3 月 31 日現在）

160,766,308 円

(8) 職員数

7 人

(9) 役員

理事 5 人、監事 2 人、評議員 5 人

(10) 団体の財務状況
平成 30 年度決算

貸借対照表（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	25,513,918	流動負債	4,553,941
固定資産	139,827,830	固定負債	21,499
		負債の部計	4,575,440
		正 味 財 産 の 部	
		指定正味財産	109,918,492
		一般正味財産	50,847,816
		正味財産の部計	160,766,308
資産の部計	165,341,748	負債及び正味財産の部計	165,341,748

3 選定理由

一関市研究開発プラザの指定管理候補者として、次の理由により、公益財団法人岩手県南技術研究センターを選定した。

当該団体は、地域産業の技術開発等を支援することにより地域産業の技術力の向上を図り、もって産業の発展と活力ある地域社会の創出に資することを目的とし、平成 7 年度に設立された団体である。

隣接する岩手県南技術研究センターとの一体的な管理により、施設利用者からの技術相談、共同研究、各種分析等の要望を満たすことが可能であり、これらによって市の産業振興が図られると期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定管理期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和 4 年度までの 3 年間とする。

議案第166号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関する協議について

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	陸前高田市及び大船渡市営林組合
釜石大槌地区行政事務組合	二戸地区広域行政事務組合
岩手沿岸南部広域環境組合	岩手・玉山環境組合
宮古地区広域行政組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡北部行政事務組合
一関地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
大船渡地区消防組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区消防組合	気仙広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

変更前	変更後																																																								
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="192 387 1113 975"> <tr> <td>盛岡地区広域消防組合</td> <td>二戸地区広域行政事務組合</td> </tr> <tr> <td>釜石大槌地区行政事務組合</td> <td>岩手・玉山環境組合</td> </tr> <tr> <td>岩手沿岸南部広域環境組合</td> <td>矢櫃山造林一部事務組合</td> </tr> <tr> <td>宮古地区広域行政組合</td> <td>盛岡北部行政事務組合</td> </tr> <tr> <td>岩手県沿岸知的障害児施設組合</td> <td>盛岡地区衛生処理組合</td> </tr> <tr> <td>一関地区広域行政組合</td> <td>滝沢・雫石環境組合</td> </tr> <tr> <td>大船渡地区消防組合</td> <td><u>盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合</u></td> </tr> <tr> <td>大船渡地区環境衛生組合</td> <td>盛岡・紫波地区環境施設組合</td> </tr> <tr> <td>奥州金ヶ崎行政事務組合</td> <td>岩手県自治会館管理組合</td> </tr> <tr> <td>北上地区広域行政組合</td> <td>岩手県市町村総合事務組合</td> </tr> <tr> <td>北上地区消防組合</td> <td>気仙広域連合</td> </tr> <tr> <td>岩手中部広域行政組合</td> <td>久慈広域連合</td> </tr> <tr> <td>岩手中部水道企業団</td> <td>岩手県後期高齢者医療広域連合</td> </tr> <tr> <td>陸前高田市及び大船渡市営林組合</td> <td></td> </tr> </table>	盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合	釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合	岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合	宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合	岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合	一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合	大船渡地区消防組合	<u>盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合</u>	大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合	奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合	北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合	北上地区消防組合	気仙広域連合	岩手中部広域行政組合	久慈広域連合	岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合	陸前高田市及び大船渡市営林組合		<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1169 387 2067 975"> <tr> <td>盛岡地区広域消防組合</td> <td>二戸地区広域行政事務組合</td> </tr> <tr> <td>釜石大槌地区行政事務組合</td> <td>岩手・玉山環境組合</td> </tr> <tr> <td>岩手沿岸南部広域環境組合</td> <td>矢櫃山造林一部事務組合</td> </tr> <tr> <td>宮古地区広域行政組合</td> <td>盛岡北部行政事務組合</td> </tr> <tr> <td>岩手県沿岸知的障害児施設組合</td> <td>盛岡地区衛生処理組合</td> </tr> <tr> <td>一関地区広域行政組合</td> <td>滝沢・雫石環境組合</td> </tr> <tr> <td>大船渡地区消防組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大船渡地区環境衛生組合</td> <td>盛岡・紫波地区環境施設組合</td> </tr> <tr> <td>奥州金ヶ崎行政事務組合</td> <td>岩手県自治会館管理組合</td> </tr> <tr> <td>北上地区広域行政組合</td> <td>岩手県市町村総合事務組合</td> </tr> <tr> <td>北上地区消防組合</td> <td>気仙広域連合</td> </tr> <tr> <td>岩手中部広域行政組合</td> <td>久慈広域連合</td> </tr> <tr> <td>岩手中部水道企業団</td> <td>岩手県後期高齢者医療広域連合</td> </tr> <tr> <td>陸前高田市及び大船渡市営林組合</td> <td></td> </tr> </table>	盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合	釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合	岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合	宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合	岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合	一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合	大船渡地区消防組合		大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合	奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合	北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合	北上地区消防組合	気仙広域連合	岩手中部広域行政組合	久慈広域連合	岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合	陸前高田市及び大船渡市営林組合	
盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合																																																								
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合																																																								
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合																																																								
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合																																																								
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合																																																								
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合																																																								
大船渡地区消防組合	<u>盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合</u>																																																								
大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合																																																								
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合																																																								
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合																																																								
北上地区消防組合	気仙広域連合																																																								
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合																																																								
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合																																																								
陸前高田市及び大船渡市営林組合																																																									
盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合																																																								
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合																																																								
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合																																																								
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合																																																								
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合																																																								
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合																																																								
大船渡地区消防組合																																																									
大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合																																																								
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合																																																								
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合																																																								
北上地区消防組合	気仙広域連合																																																								
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合																																																								
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合																																																								
陸前高田市及び大船渡市営林組合																																																									

議案第167号

岩手県市町村総合事務組合の財産処分に関する協議について

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を別紙のとおりとするものの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

財産処分に関する協議書

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 岩手県市町村総合事務組合は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務（以下「退職手当支給事務」という。）の共同処理を行うために岩手県市町村総合事務組合に納付した負担金総額（事務費相当額を除く。）から、岩手県市町村総合事務組合が盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の職員に支給した退職手当の総額を控除した額（以下「還付金」という。）のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を盛岡市に還付するものとする。
- 2 還付金のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理している矢巾町の持分額に相当する額については、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の脱退にかかわらず、岩手県市町村総合事務組合に帰属させるものとする。